

議案第 77 号

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

岩倉市長 久保田 桂朗

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「制限」を「不許可」に改める。

第12条の見出し中「減額」を「減免」に改め、同条中「減額する」を「減免する」に改める。

第13条中「損傷又は」を「損傷し、又は」に改める。

第17条第2項中「センターの管理者に変更」を「センターの管理を行う者（以下「センターの管理者」という。）に変更」に、「第5条の規定による」を「第5条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」に改める。

第18条の見出しを「（規則への委任）」に改め、同条中「別に」を「規則で」に改める。

別表第2 総合体育館の項を次のように改める。

総合 体育 館	専用 利用	アリー ナ	全館利用	円	円	円	円	円	円	円	
				2,560	2,560	2,560	2,560	3,360	3,360	16,960	
			面貸	全面	2,560	2,560	2,560	2,560	3,360	3,360	16,960
			し利 用	1/2面	1,280	1,280	1,280	1,280	1,680	1,680	8,480
				1/4面	640	640	640	640	840	840	4,240
	1/8面	320		320	320	320	420	420	2,120		
		柔道場	640	640	640	640	740	740	4,040		
		剣道場	640	640	640	640	740	740	4,040		
		卓球室	960	960	960	960	1,120	1,120	6,080		
		アクティブルーム	640	640	640	640	740	740	4,040		
個人 利用	柔道場、 剣道場、 卓球室 及びア クティ ブルーム	一 般	1人1回	100	100	100	100	100	100		
			回数券1冊(11枚綴り)								1,000
	クティ ブルーム	中 学	1人1回	50	50	50	50	50	50		
			回数券1冊								500

	ム	生 以 下	冊 (11 枚 綴り)	
	トレーニング 室		1人1回	210
			回数券1 冊 (11 枚 綴り)	2,100
	シャワー1回			50

別表第2備考1中「親子リズム室及びトレーニング室」を「アクティブルーム及びトレーニング室（トレーニング室にあつては、中学生以下の者を除く。）」に改め、同表備考2ただし書中「、減額された」を「使用料を減免された」に改め、同表備考3中「3倍」を「、3倍」に改め、同表備考3ただし書中「、減額された」を「使用料を減免された」に改め、同表備考4中「1時間と」を「、1時間と」に改める。

別表第3中 「アリーナ を

「総合体育館 アリーナ に、「含む）」を「を含む。）」に、「、司会

者台」を「及び司会者台を」に改め、同表に次のように加える。

各施設共通（はなのき広場 を除く。）	プロジェクター	1台	310
	スクリーン	1台	310

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。